

別表

別表第4号

【第307条】

危険品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1 爆発性の物	火薬類	火薬	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造との重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
		爆薬	爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	—
				硝安爆薬		
				塩素酸カリ爆薬		
				カーリット		
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬		
				硝酸エステル		
				ダイナマイト類		
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬		
		火工品	火薬類	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入り、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあつては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入り、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
			信管	信管	—	—
				火管		
			導爆線	導爆線	—	—
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
			火薬類	火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	—
				星火を発する榴弾		
				救命索発射器用ロケット		
				煙火		
		火工品	火薬類	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒＊）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	導火線又は電気導火線	容器・荷造との重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		
			火薬類	導火線		容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線		
		火工品	火工品	その他の火工品	—	—
				その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類		

別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカースプレー*	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	
			—	ジニトロナフタリン	—	
			—	ジニトロトルエン	—	
			—	ジニトロフェノール	—	
			—	ニトログリコール	—	
			—	トリニトロベンゼン	—	
			—	トリニトロトルエン	—	
			—	ピクリン酸	—	
			—	過酢酸	—	
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	
			—	アジ化ナトリウム	—	
			—	その他、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)における危険物「1.爆発性の物」に該当する品目	—	
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム(金属ソーダ)	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム(粉状箔状又はひも状のものに限る。)	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト(亜ニチオン酸ナトリウム)	—	
			—	カーバイド(炭化カルシウム)	—	
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙(刃物用包装紙等)*	容器・荷造との重量が5キログラム以内のもの
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール(メチルアルコール又は木精)	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤*	

別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3 引火性の物	可燃性液体			— ブタノール(ブチルアルコール)	希釈用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
				— 松根油	絵具用溶剤*	
				— テレビン油(松精油)	絵具用溶剤*	
				— エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	
				— 酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	
				— 鉛油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品(ローション、クリーム等)*	
				— アルコール(変性アルコールを含む。)	酒類*	
				— 挥発油	—	
				— ソルベントナフタ	—	
				— コールタール軽油	—	
				— ベンゼン(ベンゾール)	—	
				— トルエン(トルオール)	—	
				— キシレン(キシロール又はザイロール)	—	
				— 二硫化炭素	—	
				— 酢酸ビニルモノマ	—	
				— エーテル	—	
				— クロロシラン	—	
				— アセトアルデヒド	—	
				— パラアルデヒド	—	
				— ジエチルアルミニウム	—	
				— モノメチルアミン	—	
				— トリメチルアミンの水溶液	—	
				— ジメチルアミン	—	
				— ピリジン	—	
				— 酢酸アルミ	—	
				— 酢酸エチル	—	
				— 酢酸メチル	—	
				— 義酸エチル	—	
				— プロピルアルコール	—	
				— ビニルメチルエーテル	—	
				— 臭化エチル(エチルプロマイド)	—	
				— 酢酸ブチル	—	
				— フーゼル油	—	
				— 灯油(石油)	—	
				— 軽油(ガス油)	—	
				— 重油(パンカ一油、ディーゼル重油)	—	
				— ガソリン	—	
				— ニトロベンゼン(ニトロベンゾール)	—	
				— ニトロトルエン(ニトロトルオール)	—	
				— エチルエーテル	—	
				— 酸化プロピレン	—	
				— ノルマルヘキサン	—	

別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3 引火性の物	可燃性液体	—	エチレンオキシド	—	—	—
			酢酸ノルマル-ペンチル	—	—	—
			イソペンチルアルコール	—	—	—
			メチルエチルケトン	—	—	—
	その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ベンキ*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの
4 可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの
			炭酸ガス(二酸化炭素)	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
			天然ガス	炭酸ガスカートリッジ*	炭酸ガスカートリッジ*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			水素ガス	プロパンガス*	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			窒素ガス	水素ガス吸入器*	水素ガス吸入器*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			オゾン	窒素ガスボンベ*	窒素ガスボンベ*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			ヘリウム	オゾン発生器*	オゾン発生器*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			ネオンガス	ヘリウムガス*	ヘリウムガス*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			アセチレンガス	ネオン管*	ネオン管*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			硫化水素ガス	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			一酸化炭素ガス	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			石炭ガス	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			水性ガス	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			空気ガス	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			アンモニアガス	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			塩素ガス	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			亜酸化窒素ガス(笑気ガス)	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			ホスゲンガス	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			アルゴン	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			エタン	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			エチレン	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			メタン	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			その他の圧縮ガス及びその製品	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
		液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
			液化プロパン	プロパンガス*	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			フレオン-12	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			フレオン-22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			ブタン	ライター、カセットガスボンベ*	ライター、カセットガスボンベ*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			液体空気	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			液体窒素	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			液体酸素	—	—	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの

別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	液化ガス	液体アンモニア	—	—
				液体塩素	—	—
				液体亜硫酸	—	—
				液化シアン化水素（液体青酸）	—	—
				塩化エチル	—	—
				塩化メチル（メチルクロライド）	—	—
				液化酸化エチレン	—	—
				塩化ビニルモノマー	—	—
				液体メタン	—	—
				その他の液化ガス及びその製品	—	—
5	酸化性の物	塩素酸塩類		— 塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	—
				— 塩素酸カリウム	—	—
				— 塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	—
				— 塩素酸カルシウム	—	—
				— 塩素酸ストロンチウム	—	—
				— 塩素酸アンモニウム	—	—
				— その他の塩素酸塩類	—	—
		過塩素酸塩類		— 過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモニア）	—	—
				— 過塩素酸カリウム	—	—
				— 過塩素酸ナトリウム	—	—
				— その他の過塩素酸塩類	—	—
		過酸化物		— 過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	—
				— 過酸化カルシウム	—	—
				— 過酸化マグネシウム	—	—
				— 過酸化バリウム	—	—
				— 過酸化亜鉛	—	—
				— 過酸化カリウム	—	—
				— その他の無機過酸化物	—	—
		硝酸塩類		— 硝石（硝酸カリウム）	肥料*	容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
				— 硝酸アンモニウム（硝酸アンモニン又は硝安）	—	—
				— 硝酸ナトリウム	—	—
				— その他の硝酸塩類	—	—
		亜塩素酸塩類		— 亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
				— その他の亜塩素酸塩類	—	—
		次亜塩素酸塩類		— 晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	—
				— その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は1リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの

別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
5	酸化性の物	その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	
			—	過硫酸ナトリウム	—	
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	
			—	その他の酸化性の物及び製品	—	
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—	
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤*	
			—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）	—	
			—	沸化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	
			—	フェロシリコン	—	
			—	塩化硫黄	—	
			—	クロルピクリン	—	
			—	四エチル鉛	—	
			—	クロロホルム	—	
			—	臭素（ブロム）	—	
			—	ホルマリン	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	D N剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	B H C 剤		
			—	DD T剤		

別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他危険物	農薬	—	鉛油剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高圧容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの		
		その他危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー*	容器・荷造とともに重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	—
			—	塩化リン	—	—
			—	臭化ベンジル	—	—
			—	四塩化チタン	—	—

(注1) 「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。